

スコープ2 ガイダンスに準拠した電力排出係数に関するご回答のまとめ

温室効果ガス（GHG）スコープ2研究会（以下「研究会」）は、2021年11月/12月に、GHGプロトコル・スコープ2ガイダンスに準拠したマーケット基準手法の電力排出係数（以下「スコープ2電力排出係数」）の算定について小売電気事業者にお問い合わせを行い、16社よりご回答をいただきました。いただいた回答を以下のとおり取りまとめました。

今回お忙しい中ご回答いただいた小売電気事業者の方には、大変感謝しております。この場をかりて、御礼申し上げます。できれば、今後も年に一回程度同様のお問い合わせをさせて頂きたいと考えていますので、よろしくお願ひします。

I ご回答のまとめ

1. ご回答を頂いた小売電気事業者の内訳

	2021年	2020年
旧一般電気事業者	8社	8社
新電力	8社	7社
合計	16社	15社

2. スコープ2電力排出係数算定の実施について

	2021年	2020年
1) 算定を実施している会社（数値は公表していない）	1社	2社
2) 算定の実施を予定している会社	1社	1社
3) 算定を実施していない会社	14社	12社

3. スコープ2電力排出係数を算定していない理由（複数回答可）及び実施している場合でも感じている事項（複数回答可）

	2021年	2020年
A) 電力需要家においてGHGプロトコルに基づく排出量算定は一般的でなく、スコープ2電力排出係数を計算し、提供する意味が乏しい	9社	8社
B) 計算方法が良く分からない	6社	3社
C) 計算の負担が大きい	1社	1社
D) その他	7社	6社

その他(D)の主な内容:

1	現状、GHGプロトコルに基づく排出係数の算定・公表については見送っておりますが、各種情報開示基準の動向を把握し、様々なステークホルダーの皆さまのご意見を伺いながら、検討を進めてまいりたいと考えております。
2	各イニシアチブ毎に解釈や主張が異なるため、どのルールに則り算定すべきか判断に苦慮することが多々あり、算定ルールを統一していただきたいです。ルール・解釈を単一化することで、事業者間の公平性が担保され、より透明性を有した数値になるものと考えています。また、今後、算定ツールのようなものが公表された場合は、是非活用させていただきたいと考えています。
3	（算定を実施していない理由）スコープ2排出係数の詳細な算定方法を定めた国のガイドライン等がない

	ため。
4	スコープ2排出係数の詳細な算定方法を定めたガイドライン等を、国主導の下、策定頂きたい。
5	算出方法において、日本国内制度との整合性や、その算定方法が明確に制度化されていないことなどにより、実態とかけ離れたものになる可能性もあると考えており、当社として不確定な数字を公表することは難しく、国内制度との整合も図られ、かつ算定方法が明確に定められたうえで実施すべき事項であるとと考えております。

II 当研究会所感

GHG プロトコルに基づく排出量の算定方法は、TCFD提言、SBT、RE100 等において推奨されており、研究会では、電力需要家である事業者が、スコープ2排出量の開示について対外的に評価を得るためには、GHG プロトコル・スコープ2ガイダンスに従った算定・報告を行うことが重要と考えています。この認識に基づき、研究会としての所感を以下に記載いたします。

1) スコープ2電力排出係数の算定実施済み及び予定の会社は、ご回答をいただいた16社中2社でした。また、算定実施済みの会社も排出係数の数値は公表していませんでした。算定していない理由として、一番多かったのは、「電力需要家においてGHGプロトコルに基づく排出量算定は一般的でなく、スコープ2電力排出係数を計算し、提供する意味が乏しい」で、9社でした。この結果、小売電気事業者にGHGプロトコル・スコープ2電力排出係数の算定を求める電力需要家は、現在のところまだ少ないことが明らかになりました。

2) しかし、一方で、GHGプロトコルに基づく排出量の算定が、電力需要家にとり今後非常に重要になると思われます。例えば、改訂された東京証券取引所のコーポレートガバナンスコードでは、「プライム市場上場会社は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。(補充原則3-1③)」と定められています。またTCFDでは、「GHG排出量は、組織や法的管轄区域を超えて集計と比較ができるようにするため、GHGプロトコルの方法論に沿って計算すべきである。」と規定されています。従って、電力需要家がコーポレートガバナンスコード順守のためTCFDに従いスコープ2排出量を開示しようとするときは、GHGプロトコル・スコープ2ガイダンスに従いその排出量を算定する必要があります。

3) 上記の状況も踏まえ、事業者がスコープ2ガイダンスに基づくスコープ2排出量の算定・開示の重要性を認識していただくために、研究会として少しでも役に立てることが出来ればと感じています。

4) 事業者がGHGプロトコル・スコープ2ガイダンスに従い排出量を計算するためには、スコープ2ガイダンスに準拠した電力排出係数が必要となります。多くの小売電気事業者がスコープ2電力排出係数を算定・公開するようになれば、電力需要家は、スコープ2ガイダンスに準拠した排出量を容易に算定できるようになると思います。その意味から、研究会としては、多くの電力需要家がスコープ2ガイダンスに準拠した排出量を算定できるように、依頼がない場合でも小売電気事業者がスコープ2電力排出係数の算定を実施し、公表していただきたいと思っています。

5) 算定していない理由及び実施している場合に感じている事項として、二番目に多かったのが、「計算方法が良く分からない」で、6社でした。また、「その他」の回答のほとんどが算定ルールの必要性等に関連するものでした。算定ルールが明確でないためスコープ2電力排出係数を算定していない小売電気事業者がおられる一方、算定している場合でも、算定ルール・ツールを求める小売電気事業者もおられ、スコープ2電力排出係数の算定方法についての明確なルール・ツールが求められていることが分かりました。研究会としては、スコープ2電力排出係数の算定方法の明確化・ガイダンス化に少しでも貢献できればと考えています。

6)「計算の負担が大きい」との回答は1社でした。小売電気事業者の計算の負担を少しでも軽減するために、研究会として、より負担が少なく明確なスコープ2電力排出係数の算定方法の明確化・ガイダンス化が必要と考えます

以上

参考「問い合わせ」の内容

GHG プロトコル・スコープ2ガイダンスに準拠した電力排出係数に関するご質問

企業のスコープ2排出量開示制度について調査・研究をしている温室効果ガス（GHG）スコープ2研究会の〇〇と申します。

GHG プロトコル・スコープ2ガイダンスに準拠したマーケット基準手法の電力排出係数※（以下「スコープ2電力排出係数」と言います。）についてご質問させていただきたくお願いします。なお、昨年研究会が行った同様の質問について各社から頂いたご回答のまとめは、研究会のウェブサイト（<https://www.slsvcesin.com/>）に掲載されています。今年も昨年と同様のまとめの作成を予定しています。

質問1： 貴社では、貴社が販売する電力について、温対法に基づく電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数とは別に、スコープ2電力排出係数を算定していますか。算定を実施している場合は、その排出係数を教えてください。

質問 2-1： 算定を実施していない場合は、その理由を、次から選んでください。（複数選択可）

- A) 電力需要家において GHG プロトコルに基づく排出量算定は一般的でなく、スコープ2電力排出係数を計算し、提供する意味が乏しい、
- B) 計算方法が良く分からない、
- C) 計算の負担が大きい、
- D) その他（具体的に記載をお願いします。）

質問 2-2： 算定を実施している場合でも、貴社がスコープ2電力排出係数について、感じておられることについて、上記質問 2-1 の A)から D)のなかから選んでください。（複数選択可）

お忙しいところ恐縮ですが、ご回答宜しくお願いします。

注※：下記参考1ウェブサイト掲載の経済産業省・環境省作成「国際的な気候変動イニシアティブへの対応に関するガイダンス」Appendix Dを参照下さい。

参考：

1. 経済産業省 気候変動をめぐる国際的なイニシアティブへの対応

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/international_climatechange_initiatives.html

2. GHGプロトコル・スコープ2ガイダンス https://ghgprotocol.org/scope_2_guidance なお、同ウェブサイトに掲載されているスコープ2ガイダンスの日本語訳は、当研究会が作成したものです。